

玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この実施要項は、「玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託」（以下「本業務」という。）を行う事業者について公募型プロポーザル方式により、適正かつ公正な方法で委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

本市では、少子高齢化による人口減少により玉名市中心部でも空き家・空き店舗が増加し、賑わいが失われてきていることから、JR 玉名駅や 1300 年の歴史を誇る玉名温泉、国指定史跡である高瀬御蔵跡・高瀬船着場跡などの地域資源や特性を活かし、人を呼び込む「賑わいのまちづくり」を推進するため、令和 5 年度に「玉名市まちなか未来プロジェクト」を立ち上げ、令和 6 年度にランドデザイン（全体構想）を策定することとしている。

本業務は、ランドデザイン策定後の官民連携によるまちづくりを円滑に進めるため、市中心部の公共空間を利用した社会実験事業を実施するとともに、玉名市の魅力を積極的に情報発信する等、官民連携によるまちづくりの機運の醸成を図り、まちなかの更なる活性化を促進することを目的とする。

なお、本業務は熊本県の令和 6 年度（2024 年度）地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用して実施するものである。

3 業務内容

- (1) 業務名 玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 業務期間 委託契約締結の日から令和 7 年 2 月 21 日（金）まで
- (4) 提案上限額 8,502,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※消費税及び地方消費税の税率は、10%として計算すること。

4 選定方法

- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (2) 契約方法 玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によって選定された優先交渉権者（最優秀提案者）と本市の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結する。なお、優先交渉権者（最優秀提案者）としての選定方法については、「11 提案の選定及び特定の方法」のとおりとする。
- (3) 交渉権 優先交渉権者（最優秀提案者）との協議が不調となった場合は、次順位者と委託契約締結に向けた交渉を行う。

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、本要項を遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。（複数の法人等で団体グループを構成（以下、「団体グループ」という。）して参加する場合は構成員すべてが該当すること。ただし（4）については構成員の代表者が該当すること。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当していないこと。
- (2) 玉名市から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 直近5年間における同種・類似・関連する受注実績があること。団体グループで参加する場合は構成員の代表者が要件を満たすこと。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (8) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

※団体グループで参加する場合、他の団体グループの構成員となり又は単独で参加することはできない。

6 実施スケジュール

内容	日程
質問提出期限	令和6年5月15日（水）
質問回答日	令和6年5月17日（金）
参加表明書及び企画提案書提出期限	令和6年5月29日（水）
プレゼンテーション及び質疑応答	令和6年6月3日（月）
審査結果通知	令和6年6月中旬
委託契約締結日	令和6年6月中旬

※ 本業務についての説明会は実施しません。

7 質問の提出及び回答

- (1) 質問の内容 本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び選定に関する質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。
- (2) 提出期限 令和6年5月15日（水）17時（必着）

- (3) 提出方法 郵送又は電子メール
- (4) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (5) 回答方法 令和6年5月17日（金）17 時まで市ホームページ上で公表
- (6) 様式 質問書（様式1）を使用すること

8 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和6年5月29日（水）17 時（必着）
- (2) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式2-1）1部
団体グループで参加する場合は（様式2-2）1部
 - ② 会社概要書（様式3）1部
 - ③ 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱に関する誓約書（様式4）1部
 - ④ 同種・類似・関連する受注実績（任意様式）8部（正本1部、副本7部、A4版両面印刷、3ページ以内）
 - ア 官民を問わずこれまでに実施した代表的な事業が分かる資料
 - イ 直近5年間における本業務と同種・類似・関連する業務が分かる資料
 - 同種業務：まちづくりに関する市民ワークショップ、講演会、セミナー等の業務
 - 類似業務：都市計画、景観計画、空き家活用に関する計画策定業務
 - ⑤ 直近3年間における決算資料（貸借対照表、損益計算書等）各1部
 - ⑥ 玉名市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては、都税）の滞納がないことの証明書1部
 - ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税に関する証明書1部
 - ⑧ 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録通知書の写し1部
 - ⑨ 団体グループで参加する場合は、団体グループ協定書（構成員の代表、分担業務、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）1部

※団体グループで参加する場合は、代表者は提出書類をすべて揃え、その他の構成員は提出書類②③⑤⑥⑦を提出すること。

9 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出期限 令和6年5月29日（水）17 時（必着）
- (2) 提出先 玉名市建設部都市整備課
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類
 - ① 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）
 - ・任意様式にて（5）に掲げる構成に従い作成すること
 - ② 業務見積書 8部（正本1部、副本7部）
 - ・任意様式にて消費税額、税抜、税込価格を併せて表記すること
 - ・各業務の事業費明細を可能な限り詳細に記載すること
- (5) 企画提案書の構成について
表紙、目次、本編で構成すること。A4版縦、横書き、両面印刷、左綴り、本編10ページ以

内とすること。ただし、図表等で必要な場合のみ部分的にA4 版横やA3 版で作成しても差し支えない。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。

① 表紙

題名に「玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務企画提案書」と記述すること。

② 目次

参照先のページ番号を記載すること。

③ 業務の全体計画（業務の実施方針、工程表）

④ 業務の実施体制（人員や各業務における役割、担当者の業務経験等も加味し作成すること。）

配置予定者の資格、直近5年間における本業務と同種・類似・関連する業務の実績を具体的に記載すること。

⑤ 業務内容に関する企画提案

以下の項目について、構成が確認できるよう、具体的に示すこと。

ア 公共空間を利活用する社会実験事業について

イ アドバイザー講演企画運営について

ウ まちなか魅力発信プロモーションについて

カ 本業務のスケジュール案について

キ 独自提案事項について

なお、ア、イ、ウに係わる機材類（プロジェクター、スクリーン等）は、受託者による購入を想定しているため、業務参考見積書に含めること。これらの機材類については、委託業務完了時に、市へ引き渡すものとする。

(6) プレゼンテーション及び質疑応答

① 開催日 令和6年6月3日（月）

② 開催方法

ア プレゼンテーションの時間は30分（説明15分、質疑応答15分）程度とする。

イ プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、プレゼンテーションに機材が必要な場合は、各自が準備すること。プロジェクター等投影用のスクリーンは市が用意する。

エ プレゼンテーションの実施順番は、企画提案書の受付順とし、提案者には開催通知にて事前に順番、集合時間等を通知する。

オ 出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに玉名市都市整備課に連絡すること。

カ オンラインでの開催となった場合は、提案者に事前に通知する。

10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション参加等に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提案書の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提案者に無断で本業務以外に使用しない。なお、選定及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。

- (5) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (6) 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、提案者の提案力や業務理解度などを判断するが、提案内容を全て実施することを保証するものではない。また、提案内容については、業務見積書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。
- (7) 企画提案書を提出した事業者が4事業者を超える場合は、企画提案書を基に選定委員が事前に書類審査を実施し、評価基準の評価項目「①事業の理解度」、「②実施方針及び実施体制」、「③業務内容に関する企画提案：公共空間を利活用する社会実験事業」、「④業務内容に関する企画提案：アドバイザー講演企画運営」、及び「⑤業務内容に関する企画提案：まちなか魅力発信プロモーション」の各選定委員の評価点の合計点数が高い上位4事業者をプレゼンテーション審査対象事業者として選定する。
- (8) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (9) 提案上限額を超えた見積額を提案した場合は無効とする。

1.1 提案の選定及び特定の方法

- (1) 選定委員会の構成
選定委員会要綱に基づき、選定委員会を設置する。選定委員会は、市の関係部課長等6名で組織する。
- (2) 選定方法
優先交渉権者（最優秀提案者）の選定は選定委員会において、下記（4）で示す評価基準を基に審査を行うものとする。
- (3) 特定の方法
選定委員会では、6人の選定委員がそれぞれ100点満点で提案を評価し、6人の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）に特定する。ただし、前年度の同一事業において提案者であった者は、選定委員6人の合計点数に5%を加算するものとし、その上で全ての提案者のうち、点数の最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）に特定するものとする。
- (4) 評価基準
「玉名市まちなか未来プロジェクト賑わいのまちづくり地域交流活性化支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」による。

評価項目（評価対象）	配点
①事業の理解度（企画提案書等）	10
②実施方針及び実施体制（企画提案書等）	10
③業務内容に関する企画提案：公共空間を利活用する社会実験事業（企画提案書）	20
④業務内容に関する企画提案：アドバイザー講演企画運営（企画提案書）	20
⑤業務内容に関する企画提案：まちなか魅力発信プロモーション（企画提案書）	10
⑥業務内容に関する企画提案：本業務のスケジュール案（企画提案書）	10
⑦業務内容に関する企画提案：独自提案事項（企画提案書）	10
⑧見積額（業務見積書）	10
	評価点
	100

- (5) 同一点数により1 者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「業務内容に関する企画提案（③～⑤）」の各選定委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者（最優秀提案者）として特定する。
- (6) 本業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、各選定委員の評価点満点のうち6割以上とし、これに満たない提案者は優先交渉権者（最優秀提案者）として特定しない。

1 2 選定結果の通知および選定結果の公表等

- (1) 優先交渉権者（最優秀提案者）を選定の後、提案者全員に対して、選定又は非選定の別と当該提案者の合計点の結果を電子メールと郵送にて通知する。
- (2) 選定結果は、市のホームページで公表する。また、公表する内容は以下のとおりとする。
 - ① 優先交渉権者（最優秀提案者）の名称、合計点及び選定理由
 - ② ①以外の提案者の名称及び合計点※①以外の提案者の名称は五十音順で表記し、合計点は点数順で表記する。
※参加者が2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

1 3 契約の締結

- (1) 優先交渉権者（最優秀提案者）に選定された提案者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に市と協議し、協議が整った時点で、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することがある。
- (3) 上記（1）及び（2）により、提案上限額を超えない範囲で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約が出来なくなった場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。
- (5) 契約に用いる約款は、玉名市公共工事業務委託契約約款を使用する。
- (6) 参加者が1者のみの場合でもプレゼンテーションを行い、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」（各選定委員の評価点満点のうち6割以上あること）を満たせば、当該者と契約交渉を行う。
- (7) 本業務の提案者及び最優秀提案者へは次年度の同一事業において、実績を評価する予定である。

1 4 問い合わせ先

玉名市建設部都市整備課
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
TEL（直通） 0968-75-1122
Fax 0968-75-1221
メールアドレス toshi@city.tamana.lg.jp